

## 揖斐川町人事行政の運営等の状況をお知らせします。(平成23年度)

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

・職員数(単位:人)

| 区 分     | 平成23年<br>4月1日<br>職員数 | 平成23年度中 |      | 平成24年<br>4月1日<br>職員数 |
|---------|----------------------|---------|------|----------------------|
|         |                      | 採用者数    | 退職者数 |                      |
| 一般行政職   | 238                  | 3       | 11   | 230                  |
| 医 療 職   | 11                   |         | 1    | 10                   |
| 保健師・栄養士 | 14                   | 2       |      | 16                   |
| 保 育 士   | 50                   | 3       | 4    | 49                   |
| 技能労務職   | 35                   |         | 6    | 29                   |
| 合 計     | 348                  | 8       | 22   | 334                  |

注:教育長及び県職員を除き、外郭団体派遣職員を含むため、定員管理実態調査と合致しません。

## 2 職員の給与の状況

(1)1人あたりの支給額(平成23年4月1日現在)(単位:円)

| 区 分   | 平均給料月額  |
|-------|---------|
| 一般行政職 | 320,800 |
| 技能労務職 | 224,271 |

(2)初任給基準(単位:円)

| 区 分   | 大 卒     | 短大卒     | 高 卒      | 中 卒     |
|-------|---------|---------|----------|---------|
| 一般行政職 | 172,200 | 152,800 | 140,100  | —       |
| 技能労務職 | —       | —       | 137,200  | 129,200 |
| 区 分   | 博士課程卒   |         | 大学6卒     |         |
| 医 師   | 323,600 |         | —        |         |
| 歯科医師  | —       |         | 237,700  |         |
| 区 分   | 短大3卒    | 短大2卒    | 准看護士養成所卒 |         |
| 看 護 師 | 188,900 | 180,500 | —        |         |
| 准看護師  | —       | —       | 153,300  |         |

(3)手当制度の状況

| 区 分   | 名 称 等                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 手当の種類 | 扶養手当・通勤手当・住居手当・管理職手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当・宿日直手当・医師手当・老人福祉施設勤務手当・初任給調整手当 |

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

| 区 分        | 勤 務 時 間 等                                     |
|------------|-----------------------------------------------|
| 勤務を要する曜日   | 毎週月曜日から金曜日までの週5日間(祝日法による休日および12月29日から1月3日を除く) |
| 1日当たりの勤務時間 | 午前8時30分から午後5時30分まで<br>休憩時間を除く、実質8時間勤務         |

注:職種や職場によって異なります。

(2)休暇制度

※使用実績は、平成23年1月1日～平成23年12月31日の期間

| 休暇の種類  | 休暇日数等                       | 使用実績           |
|--------|-----------------------------|----------------|
| 年次有給休暇 | 1年につき20日付与(繰越、採用時期等により変動あり) | 平均取得日数<br>9.6日 |
| 特別休暇   | 産前産後、結婚休暇、介護休暇等有り           |                |

(3)育児休業

| 区 分                        | 男性職員 | 女性職員 | 計 |
|----------------------------|------|------|---|
| 平成23年度中に新たに育児休業を取得した職員     |      | 5    | 5 |
| 平成22年度中から引き続き育児休業を取得している職員 |      | 5    | 5 |

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)処分者数(単位:人)

| 処分の内容    | 処分者数 | 処分事由  |
|----------|------|-------|
| 分限処分(休職) | 3    | 病気のため |
| 懲戒処分     | 0    |       |

## 5 職員のサービスの状況(単位:人)

| 区 分       | 違反者数 |
|-----------|------|
| 命令に従う義務   | 0    |
| 信用失墜行為の禁止 | 0    |
| 秘密を守る義務   | 0    |
| 職務に専念する義務 | 0    |
| 政治行為の制限   | 0    |
| 争議行為等の禁止  | 0    |
| 営利企業従事制限  | 0    |

## 6 職員研修及び勤務成績評定の状況

(1)職員研修の実施状況(単位:人)

| 研 修 区 分  | 受講者数累計 |
|----------|--------|
| 研修センター研修 | 81     |
| 自主研修     | 359    |
| 各種専門研修   | 28     |
| 派遣研修     | 11     |
| 職場内研修    |        |
| その他の研修   | 339    |
| 計        | 818    |

(2)勤務成績の評定状況

| 区 分  | 基準日   | 評定等内容                         |
|------|-------|-------------------------------|
| 人事評価 | 10月1日 | 新人事評価の試行実施<br>(実績、意識、能力による評価) |

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度に関する状況

| 区 分  | 受診者数 | 内 容 等     |
|------|------|-----------|
| 総合健診 | 326  | 年代別総合健康診断 |

(2)公務災害補償制度

| 加入団体                 | 災害件数 | 災害の概要        |
|----------------------|------|--------------|
| 地方公務員災害補償基金<br>岐阜県支部 | 5    | 地方公務員の公務上の災害 |



**後納制度(国民年金保険料の納付  
可能期間の延長)の納付開始およ  
び受給資格期間の短縮のお知らせ**

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に、保険料を納められなかった場合や、被保険者としての届出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあり、このような事態を避けるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、本年10月から、平成14年10月以降の納められなかった期間の保険料を納めることができるようになります。後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間で

す。ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

なお、後納保険料を納付するため

には、事前にお申し込みいただき、審査を行う必要があります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

また、平成24年8月10日に「年金機能強化法」が成立し、平成27年10月からは、年金の受給資格期間が、これまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮されることが予定されています。

これまで受給資格を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

後納制度および受給資格期間の短縮に関する詳しい内容は、次の「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

なお、後納制度をご利用いただく際のご自身の年金記録は、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でも確認いただけます。

お問い合わせは、

「国民年金保険料専用ダイヤル」へ  
TEL 0570-011-050

**【受付時間】**

月・金曜日 8時30分～17時15分

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19時まで延長

第2土曜日 9時30分～16時(土・

日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違いない電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

**【お問い合わせ先】**

大垣年金事務所

TEL 0584-78-5166

揖斐川町役場住民課

TEL 22-2111(内線211)

**町営住宅入居者募集**

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①緑ヶ丘住宅 1戸

・住所 揖斐川町和田386

・建設年度 昭和60年度

・中層耐火構造3階建 3DK

・駐車場 1台

・家賃 13300円

・その他 浴槽・風呂がまは入居者の持ち込みになります。

②そらむき住宅(世帯用) 1戸

・住所 揖斐川町西津汲619

・建設年度 平成11年度

・木造2階建 3LDK

・駐車場 2台

・家賃 32000円

③そらむき住宅(単身用) 2戸

・住所 揖斐川町西津汲619

・建設年度 平成11年度

・準耐火構造2階建 1K

・駐車場 1台

・家賃 16100円

④坂本住宅 1戸

・住所 揖斐川町坂内坂本

・建設年度 平成8年度

・木造平屋建 3LDK

・駐車場 2台

・家賃 20700円

■敷金 家賃の3か月分

**■入居条件**

・①②④については現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。

・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。

・家賃の他に共益費(上下水の使用料・共用部分の電気料など)が必要。

・所得条件あり

※詳しくは窓口にてご相談ください。

**■募集期間**

10月1日(月)～10月15日(月)

■入居予定日 11月下旬を予定

**【お問い合わせ先】**

揖斐川町役場 建設課

TEL 22-2111(内線313)

## 健全化判断比率および資金不足比率の公表について (平成 23 年度速報値)

### ○地方公共団体財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は実質赤字比率など法律で定められた財政指標を公表することが義務づけられました。比率が早期健全化基準(経営健全化基準)を超えると計画を作成し自主的な財政健全化を、財政再生基準を超えると国の関与による再生を図ることとなります。

### ○揖斐川町の健全化判断比率および資金不足比率

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は下記のとおりで、いずれの指標も早期健全化基準(経営健全化基準)を下回っています。なお、実質公債費比率および将来負担比率については、昨年度数値よりも改善しており、実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率は、昨年に引き続き赤字額および資金不足額がありませんので「－」で表示しています。

#### 1. 健全化判断比率

(単位：％)

| 実質赤字比率  | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率  |
|---------|----------|---------|---------|
| －       | －        | 9.0     | 4.4     |
| (13.33) | (18.33)  | (25.0)  | (350.0) |

※下段( )内は各比率の早期健全化基準

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「－」で表示しています。

#### 2. 資金不足比率

(単位：％)

| 特別会計の名称      | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 上水道事業会計      | －      | 20.00   |
| 大和簡易水道特別会計   | －      |         |
| 胄永簡易水道特別会計   | －      |         |
| 市場簡易水道特別会計   | －      |         |
| 谷汲簡易水道特別会計   | －      |         |
| 北部簡易水道特別会計   | －      |         |
| 農業集落排水事業特別会計 | －      |         |
| 公共下水道事業特別会計  | －      |         |
| 個別排水事業特別会計   | －      |         |

※どの特別会計も資金不足額がない(黒字)ため「－」で表示しています。

#### ■対象者 次の全てに該当する方 (法人を除く。)

①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置した方。または、町内に太陽光発電システムを設置した建売住宅等を自らの住居として購入された方。

②国採択事業者(J-PEC)からの補助金交付決定通知を受けた方。

(平成 24 年 4 月 1 日以降の日付)  
③電力会社と電灯契約および太陽光契約を締結している方。

④町税等を滞納していない方。

#### ■補助金額

1 キロワットあたり 3 万円  
(上限 12 万円まで)

#### ■申請方法

国採択事業者(J-PEC)からの補助金交付決定通知を受けた日から 6 か月以内に、補助金交付申請書に必要な書類を添付し、提出してください。

住宅用太陽光発電システム設置に補助金を交付しています

自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用に太陽光発電システムを設置する人に費用の一部を補助する制度を開始しました。

詳しい手続き方法は、お問い合わせ  
いただくか、揖斐川町ホームページ  
をご覧ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 生活環境課  
TEL 22-2111 (内線222)

川と海のクリーン大作戦  
参加者募集

川と海の水の恵みは私たちの生活  
を支える大切なもの。美しく安心し  
て利用できる水辺を将来に受け継い  
でいくことが大切です。

「川と海のクリーン大作戦」は、  
ゴミ拾いを通じて、多くの人にゴミ  
を捨てない心を育んでもらいたいと  
いう願いを込めて開催します。美し  
い環境を守るために、ぜひ皆さんの  
積極的な参加をお願いします。

■日時 10月27日(土) 8時～9時  
(7時10分より受付開始)

■集合場所

揖斐川岡島橋右岸側下流

■その他

軍手持参の上、運動靴など動きや  
すい服装でご参加ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 建設課  
TEL 22-2111 (内線313)

IT講習会参加者募集

パソコン初心者を対象とした講座  
「年賀状作成講座」を開催します。  
今回は無償のソフトを使ってイラス  
トや写真などを取り込み、素敵な年  
賀状をデザインしてみましよう。皆  
さんのご参加をお待ちしています。

■日時・場所

第1グループ〈揖斐川・春日地域〉  
11月17日(土) 9時～12時

会場 揖斐川町中央公民館  
定員 10名

第2グループ〈谷汲・久瀬地域〉  
11月18日(日) 9時～12時

会場 谷汲サンサンホール  
マルチメディア館  
定員 10名

第3グループ〈藤橋・坂内地域〉  
11月21日(水) 9時～12時

会場 藤橋公民館  
定員 10名

■参加料金 200円

【お申し込み・お問い合わせ先】

揖斐川町放送通信センター  
TEL 21-3171

※お電話でお申し込みください。

★申込受付開始日 10月1日(月)

※定員になり次第締め切らせていた  
だきます。



農作業に伴う道路の泥汚れ  
について  
道路はきれいに使いたしよう

農作業がピークを迎え、農機具か  
ら落ちた泥による道路の汚れが目立  
つ時期になりました。

農作業後、農機具等に付いた泥を  
落としてから道路を通行するように  
心がけましょう。

道路に泥が付着すると、スリップ  
事故の原因や道路利用者の迷惑にな  
りますので、もし道路に泥が落ちた  
場合は、すぐに泥を片付けましょう。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 農林振興課  
TEL 22-2111 (内線361)

無料調停相談開催のお知らせ

大垣調停協会では、最高裁判所の

後援により、次のとおり調停相談を  
行います。

■日時 10月21日(日) 10時～16時

■場所 神戸町中央公民館 1階  
(安八郡神戸町大字神戸1203)

■相談員 調停委員

■費用 無料

■相談内容

交通事故・金銭・土地建物・家庭  
内の問題など

■主催 大垣調停協会

【お問い合わせ先】

岐阜地方・家庭裁判所大垣支部  
TEL 0584-78-6184

(公社)揖斐川町シルバー人  
材センターからのお知らせ

揖斐川町シルバー人材センター  
は、一般家庭・各種法人・公共団体  
等から受注した仕事を希望する会員  
に提供する公益社団法人です。

仕事は数人で行うことを基本とし  
ていただきます。主に請負いでの業  
務となりますが、労働者派遣・無料  
職業紹介の事業でのお仕事の提供も  
行っています。仕事の依頼を受けて  
提供しますので仕事の補償はできま  
せんが、当センターでは会員を募集  
しています。概ね60才以上で町内在  
住の方で健康であることが条件とな

ります。

事業について説明会を実施していただきますのでぜひ来場ください。

また、各種の仕事をお引き受けしています。会員ができる仕事に限られていますので、詳細は事務局までお問い合わせください。

### 【事業・入会説明会について】

10月1日(月)・10月15日(月)

10時開始(約2時間)

### 【お問い合わせ先】

平日(月曜～金曜日)9時～17時

揖斐川町福祉総合支援センター内

揖斐川町シルバー人材センター

Tel 23-0907

Fax 23-0913

### Information Room 秋の西美濃まつり スタンプラリーのお知らせ

### ■実施期間

9月30日(日)～11月30日(金)

### ■内容

スタンプラリーカードを持って、西美濃地域で開かれるまつり・イベント会場を巡る。

### ■カードの配布場所

各まつり会場など

### ■参加特典

5か所以上スタンプを集めた人に「参加賞」、11か所以上集めた人に「踏破賞」を、大垣市奥の細道むすびの

地記念館で贈呈。また、「Wチャンス賞」として踏破賞の中から抽選で、各市町の特産品が当ります。

### ■スタンプラリーポイント

9月30日(日)、10月1日(月)

輪之内ふれあいフェスタ

(輪之内町文化会館前駐車場)

10月6日(土)、7日(日)

GO!ごうどんとこい祭り

(神戸町中央公民館周辺)

ふれあい大野まつり

(大野町総合町民センター)

10月7日(日)

十万石まつり

10月13日(土)

綾野まつり

10月20日(土)、21日(日)

関ヶ原合戦祭り

(関ヶ原ふれあいセンター周辺)

10月21日(日)

秋の芭蕉祭(記念館イベント広場)

10月27日(土)

西美濃・北伊勢特産品バザール

10月27日(土)、28日(日)

産業感謝祭

(海津市役所海津庁舎周辺)

安八ふれあい祭り

10月28日(日)

すのまた秀吉出世まつり

(墨俣一夜城址周辺)

11月3日(土・祝)

ふれあいかみいしづ

(上石津健康ふれあいパーク)

11月3日(土・祝)、4日(日)

ふれあい垂井ピア(朝倉運動公園)

11月4日(日)

中山道赤坂宿まつり

(赤坂本陣公園ほか)

11月11日(日)

谷汲もみじまつり

(町営谷汲門前駐車場)

11月17日(土)、18日(日)

親孝行のふるさとフェスタ

(養老公園芝生広場)

芭蕉元禄楽市・楽座まるごとバザール

(大垣駅通り)

### 【お問い合わせ先】

大垣市役所商工観光課内

西美濃広域観光推進協議会

Tel 0584-811-4111

(内線515)

### Information Room 「消費生活広報啓発人材養成講座」の参加者募集

岐阜県では、悪質商法の手口などを寸劇で楽しく、わかりやすく啓発いただける方を養成する全4回の講座を開催します。

また、初日に限り、定員を拡大し、消費生活問題等の知識を学びたい方への講座を開催します。

### ■場所および日時

○西濃会場(大垣市情報工房)

12月9日(日)～平成25年1月26日

(土)までの土曜日または、日曜日の計4回

9時30分～16時30分(予定)

○東濃会場(1～3日目まで多治見市文化会館、4日目のみ多治見市産業文化センター)

11月25日(日)～平成25年1月19日

(土)までの土曜日または、日曜日の計4回

9時30分～16時30分(予定)

○飛騨会場(高山市民文化会館)

11月17日(土)～平成25年1月12日

(土)までの土曜日の計4回

9時30分～16時30分(予定)

### ■定員

西濃会場40名、東濃会場20名、飛騨会場20名、なお初日の基礎知識習得はそれぞれの会場の定員を80名、40名、40名に拡大して実施。(定員を超えた場合は抽選とします。)

### ■対象者

18歳以上で岐阜県内に在住、在勤、在学中、出前講座により県民の方へ啓発を行う消費者啓発推進員として活動していただける方。

初日のみの受講は、18歳以上で岐阜県内に在住、在勤、在学されており、消費生活問題等に関心のある方。

## ■主な内容

座学および寸劇の実技講座

(初日のみ受講は座学)

## ■受講料 無料

## ■お申し込み方法

申込書を請求し(県庁ホームページから入手可)、10月31日(水)までに郵送、FAXまたはメールでお申し込みください。(電話申込可)

県ホームページ「岐阜県消費者の窓」

URL:<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/>

## ■主催 岐阜県

## ■お申し込み・お問い合わせ先

〒500-8570(住所省略可)

岐阜県環境生活政策課

TEL 058-272-8204

Fax 058-278-2605

Eメール c11260@pref.gifu.lg.jp

Information Room

**NTT西日本発行の電話帳を配達・回収しています**

NTT西日本では、10月中旬に新しい電話帳をお届けする際、環境保護や資源の有効活用のため、古い電話帳を回収しますので配達員へお渡しください。ご不在の場合は、改めてお伺いしますのでご連絡ください。

## ■お問い合わせ先

タウンページセンタ

TEL 0120-506-309

(月～金 9時～17時)

## 今月の長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました。

折戸 すゑさん(北方)

8月8日(水)

95歳



森 ますゑさん(瑞岩寺)

8月12日(日)

95歳



河合 文一さん(外津波)

8月22日(水)

95歳



皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。

## 自動車点検整備 推進運動強化月間

9月1日(土)～10月31日(水)

とっても大事、クルマの点検  
家族を守る、クルマの点検

～安全確保と環境保全は、クルマの点検・整備から～

－ 中部運輸局岐阜運輸支局 －

## ◆揖斐川町役場へ

9月3日(月)、文化交流コンサート実行委員会より、児童福祉の充実のためにと寄附金24534円をいただきました。

ありがとうございました。

## ◆揖斐川町役場へ

8月17日(金)、セフティネットいびがわより、いびがわマラソンの協賛金120万円をいただきました。

ありがとうございました。

あたたかい善意



## いびがわ 特産品シリーズ

## ミソハギ (ミソハギ科)

ミソハギは日本列島、朝鮮半島、中国北東部および北部に分布するミソハギ科の多年草で、原野・山麓の湿地に生えます。仏壇や墓に供える仏事の風習から栽培されています。田圃の水路の脇や土手に栽培されるので、溝萩と呼ぶのは間違いで、禊を行う萩のことで禊萩が正しい語源です。

ミソハギの草丈は約50～80センチであり、地下茎から多数の地上茎が直立するので叢生するように見えます。全株は無毛で、葉は細長く十字対生し、柄はなく披針形で、長さは3～5センチ、葉の縁には鋸歯がなく全縁です。基部と先は鋭形です。

花期は7～8月で葉腋毎に紅紫色の花を3～5個束生し、全体は総状に見えます。全草に微毛があり、葉の基部は円脚で抱茎するエゾミソハギは中国名が千屈菜でミソハギと同様に仏事、薬用に利用されます。アジア、ヨーロッパ、アフリカ、北米と広く分布しています。

薬用には秋花が終わる頃に全草を刈り取り、よく水洗いした後、日干しで乾燥します。全草にアルカロイド、タンニンを含み、強い止血、収斂作用があります。煎液は抗菌作用があり、ブドウ状球菌、大腸菌類の成長を抑制し、特に赤痢菌には敏感です。煎剤として下痢、潰瘍、細菌性赤痢などに用いられます。下痢止めには乾燥した全草を刻み10～20グラムに水500ミリリットルを加えて煎じ、半量まで煮詰めた煎液を1日3回、食事前30分に服用します。妊婦は用いてはいけません。止血には乾燥したミソハギの全草を粉末として適量を患部に塗布します。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)



## 大垣商工会議所からのお知らせ

大垣商工会議所では、次のとおり講演会を実施します。

■日時 11月9日(金)

16時～17時30分

■場所 大垣フォーラムホテル

3階 雲海の間

■講師 慶応義塾大学経済学部教授

金子勝氏

## 講演テーマ

「地域経済の活性化策」切り捨てられない地域になるために」

■定員 300名

■受講料 無料(要申し込み)

■申し込み締め切り 10月26日(金)

■お問い合わせ・お申し込み先

大垣商工会議所 総務企画課

〒503-8565

大垣市小野4-35-10

TEL 0584-78-9111

法教育シンポジウムin岐阜  
の開催について

「法教育」とは、子どもたちに「考える力」や「公正な判断力」を身に付けてもらうことを目指すものです。考える力が重視されている今、法教育の意義と実践のあり方を考えるため、学校現場における法教育の実践報告を軸としたシンポジウムを開催します。

■日時 12月9日(日)

開場 12時30分

開会 13時 閉会 16時30分

■会場 ふれあい福寿会館大会議室

■基調講演 大杉昭英氏

(岐阜大学教育学部教授)

■企画 岐阜県における法教育報告

■主催 日本司法支援センター

■定員 200名

■参加費 無料(要申し込み)

■お問い合わせ・お申し込み先

日本司法支援センター(法テラス)

TEL 050-3383-5337

事業主の皆さまへ  
平成25年4月1日から「障害者の法定雇用率」が引き上げになります

全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

①民間企業の法定雇用率は、現行1.8パーセントから2.0パーセントになります。

②障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。対象になる事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

■お問い合わせ先

岐阜労働局職業対策課

TEL 058-245-1314